

道路財特法による補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書

道路は、地域経済の活性化や社会活動を支えるとともに、市民の安全、安心を確保し、災害時には緊急輸送路として機能するなど、市民生活に欠くことのできない重要な社会資本の一つです。

本市では、これまでも道路整備に全力を挙げて取り組んできたところですが、幹線道路の慢性的な渋滞による経済的・社会的損失の発生や、迂回車の生活道路への流入による地域の安全性低下が依然として大きな課題となっています。

本年10月18日には登校中の児童らが車にはねられる事故が発生し、安全で安心な生活空間を確保する観点から、改めて道路の早期整備を求める市民からの声が大きくなってきており、幹線道路の整備に加え、通学路の安全対策、さらには老朽化への計画的な対応も喫緊の課題となっています。

こうした状況にもかかわらず、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる道路財特法の規定による補助率等のかさ上げ措置は、平成29年度末で終了することが予定されています。これに伴い、平成30年度から地方の財政負担が増加することになれば、必要な道路整備が停滞し、自治体運営にも多大な影響が及ぶこととなります。

よって、国会及び政府は、今後も地域における迅速かつ着実な道路整備を推進するため、道路財特法による補助率等のかさ上げ措置を平成30年度以降も継続するとともに、さらなる拡充等の措置を講じるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月20日

枚方市議会議長 福留利光

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

財務大臣

国土交通大臣